

下水道事業経営に関する研究会設置要綱

(設置目的)

第1条 滋賀県琵琶湖流域下水道事業における持続可能な下水道事業運営に向けてあり方の研究を行うため、下水道事業経営に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について研究する。

- 2 下水道事業に係る持続可能な運営の方向性について
- 3 下水道事業に係る負担の考え方について
- 4 その他必要と認める事項について

(構成)

第3条 研究会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 研究会には、委員の互選により座長を置く。
- 3 座長は、議事その他の会務を総括する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

(研究会)

第4条 研究会は琵琶湖環境部長が招集する。

- 2 研究会は、座長が必要と認めるときは、必要な者に研究会の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 研究会は、公開を原則とするが、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができるものとする。

(事務局)

第5条 研究会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課が行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

付則 この要綱は、令和4年12月14日より施行する。